

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 2 月 26 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶並びに施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 3 号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 9 号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 10 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 11 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 12 号 津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 19 議案第 13 号 市道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第23 議案第18号 令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24 議案第19号 令和6年度愛西市一般会計予算
日程第25 議案第20号 令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算
日程第26 議案第21号 令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第22号 令和6年度愛西市介護保険特別会計予算
日程第28 議案第23号 令和6年度愛西市水道事業会計予算
日程第29 議案第24号 令和6年度愛西市下水道事業会計予算
日程第30 議案第1号 愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第31 議案第4号 愛西市手数料条例の一部改正について
日程第32 議案第15号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
日程第33 委員会付託の省略について
日程第34 議案第1号 愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第35 議案第4号 愛西市手数料条例の一部改正について
日程第36 議案第15号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
日程第37 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第38 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君

市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

午前9時30分 開会

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出のあった報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、3番・中村文武議員、4番・河合克平議員、この御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、12月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る12月21日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月26日から3月22日までの26日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの26日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の議会予定につきましては、配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告していただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の竹村仁司議員、お願いいたします。

#### ○18番（竹村仁司君）

海部地区環境事務組合の報告をいたします。

令和5年11月28日、新開センターにおいて令和5年第2回定例会が行われました。

付議事件として、認定第1号：令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額27億5,200万4,468円、歳出総額26億1,517万1,706円、差引残額1億3,683万2,762円、全員賛成で可決されました。

議案第9号：令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について、補正額88万5,000円減額、補正後の予算総額28億9,073万8,000円、全員賛成で可決をされました。

令和5年12月25日、場所、新開センター、令和5年第2回臨時議会が行われました。

付議事件として、議案第10号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

続いて、令和6年2月14日、新開センターにおいて令和6年第1回定例会が行われました。

付議事件として、議案第1号：令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）、補正額7,355万2,000円減、補正後の予算総額28億1,718万6,000円、全員賛成で可決されました。

議案第2号：令和6年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算、予算総額30億4,367万5,000円、賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の神田康史議員、お願いいたします。

#### ○14番（神田康史君）

海部南部水道企業団に係る諸般の報告をさせていただきます。

令和5年12月27日、海部南部水道企業団において臨時の議会がありました。

付議事件、議案第9号：令和5年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入、補正76万7,000円、補正後の予算総額25億2,868万6,000円、収益的支出、補正76万7,000円、補正後の予算総額22億8,866万3,000円。なお、これは利用各自治体において水道料金の基本料金に係る免税措置に伴う補正予算であります。

全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の鬼頭勝治議員、お願いいたします。

**○15番（鬼頭勝治君）**

それでは、愛知県後期高齢者医療広域連合について報告をさせていただきます。

令和6年2月6日、ホテルメルパルク名古屋において令和6年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、補正後の歳入歳出予算総額を20億1,057万1,000円、議案第2号：令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正後の歳入歳出予算総額を1兆127億6,904万5,000円で全員賛成で可決されました。

次に、議案第3号：愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号：愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり全員賛成で可決されました。

次に、議案第5号：令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第6号：令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましても原案のとおり全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の角田龍仁議員、お願いいたします。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、海部地区水防事務組合、令和6年第1回定例会について報告いたします。

令和6年第1回定例会は、令和6年2月7日、日光川水防センターにて開催されました。

付議事件といたしましては、議案第1号：組合監査委員の選任同意について、横橋俊一、あま市の方が選任され、全員賛成で可決されました。

議案第2号：令和6年度海部地区水防事務組合一般会計予算といたしましては、予算総額2,889万5,000円が計上され、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

皆さん、御苦労さまでございました。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和5年10月から令和5年12月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しを配付しております。よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明を議題といたします。  
市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。  
本日ここに令和6年3月愛西市議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変御多忙の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。  
本年最初の定例会において、令和6年度当初予算並びに関連議案の御審議をお願いするに際し、市政運営に臨む所信の一端を述べ、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

初めに、令和6年能登半島地震への対応についてであります。

元旦に発生いたしました能登半島地震から2か月が経過しようとしています。この震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様方に対し、心よりお見舞い申し上げます。

この国難とも言えます震災に対し、国を挙げた一日も早い復旧・復興と被災された方々への生活再建の支援が求められております。

本市では、地震発生後、直ちに市消防本部から緊急消防援助隊が出動し、これまで消火隊3隊15名、後方支援隊9隊18名が人命救助活動や後方支援活動を行いました。また、被災地からの要請により職員7名を現地に派遣し、応急給水活動や被災した住家の被害認定調査などの支援を行っています。引き続き、被災自治体の要請に応じ、各種支援の取組を継続的にまいります。

海拔ゼロメートル地帯に暮らす私たちにとって、決して他人事と捉えてはなりません。被災地の状況を目の当たりにし、改めて災害からいかに身を守り備えるかについて、市民全員で危機感を共有し、第一歩を共に踏み出していかなければならないと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行されました。尾張津島天王祭が4年ぶりに通常開催となったほか、あいさいさん祭りなど行事やイベントも通常どおり開催されるなど、令和5年度はまちににぎわいが取り戻された一年となりました。

一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安が相まった輸入物価の上昇などによる物価高騰は、市民の皆様の生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。本市では、国の交付金を活用しながら、上水道基本料金の免除・補助、保育所等の副食代や小・中学校給食費の無償化、製造業者への事業継続性など、様々な支援を実施してまいりました。引き続き、安心な日常生活と活力ある社会経済活動の回復に向け、各種事業を展開してまいります。

思い返してみますと、市長に就任した平成25年5月以降、任期は3期目も2年9か月が過ぎ

ました。これまで人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化対応や適正配置の取組など、様々な行政課題に対して熟慮を重ね、持続的な行財政運営を維持し続けるためには、時には進める決断ととどまる勇気を持って行財政改革を断行し、愛西市の礎を築いてまいりました。そして、子育て支援をはじめとした市独自の支援策に取り組むとともに、市の将来に向けた重点プロジェクトにチャレンジしてまいりました。市民の皆さんからの期待と信頼にお応えし、愛西市のさらなる発展につなげていくため、今後も全力で市政運営に当たってまいります。

令和6年度は、本市として節目となります市制施行20周年を翌年度に控え、また令和8年度の道の駅と都市公園のグランドオープン、そしてアジア・アジアパラ競技大会の開催を控えた重要な年になります。これからのプロジェクトの準備を着実に進めていかなければなりません。

また、効率的な行財政制度構築に向け、さらなるDXの推進を図っていく必要がございます。こうした状況に適切に対応し、事業の効果を最大限に発現するため、令和6年4月に組織体制の見直しを行うなど、第3次行政改革大綱を着実に推進してまいります。

それでは、令和6年度当初予算編成について申し上げます。

我が国の景気は、このところ足踏みも見られるものの、緩やかに回復をしております。先行きは、雇用・所得環境が改善する中で、各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などの影響に十分に注意する必要があるほか、令和6年能登半島地震の経済に与える影響にも留意するなど、依然として不透明な状況が続いています。

本市の財政状況につきましては、市税や税交付金などの伸びが期待できない中、扶助費や人件費などの義務的経費は引き続き増加し続けています。さらに、賃金上昇や物価高騰に伴い、物件費や補助費なども増加しており、依然として厳しい財政状況が見込まれます。こうした状況にあっても、将来につながる分野に重点的に投資する予算編成を行うためには、歳入歳出両面において積極的に行財政運営を見直していかなければなりません。

歳入面では、常に情報のアンテナを高く持ち、国県補助金などの確保に向け積極的に働きかけるなど特定財源の活用を図るとともに、市の自主財源の拡充強化に向け取組を推進してまいります。

まず、ふるさと応援寄附金の寄附総額は、令和4年度、約1億400万円であったものが、令和5年度は昨年12月末申込みベースで約9,200万円と4年度をさらに上回る見込みであります。ふるさと納税は、自主財源の確保という側面にとどまらず、市の魅力や特産品を効果的にPRすることにより、交流人口・関係人口の創出、地域経済の振興などの効果も期待できます。

令和6年度は、新設するシティプロモーション課において、さらに取り組みを前進してまいります。また、新たな自主財源の確保策として、令和5年度に親水公園総合体育館のネーミングライツパートナー契約を行い、令和6年度からは愛称が垣見鉄工アリーナとなります。本事業の効果を見極めながら、さらなる事業の発展も視野に入れてまいります。

一方、歳出面では、各種事務事業やサービスの検証・見直しを徹底するとともに、公共施設

等総合管理計画に基づき、長期的な視点に立って公共施設の統廃合や長寿命化、計画的な維持管理、民間活力の導入などを進め、都市間競争の基盤となる財政の健全化に取り組んでまいります。

こうした中においても、10年後、20年後の愛西市を見据え、必要な施策については積極的かつ大胆に進めてまいります。

続きまして、令和6年度当初予算案の主な内容について、大きく分けて6つのまちづくりの視点により順に説明してまいります。

第1は、「安全・安心なまちづくり」です。

防災・減災対策の推進につきましては、能登半島地震で被災地や避難所の様子から、南海トラフ地震や豪雨による浸水など自然災害がいつ発生してもおかしくないと言われているこの地域におきましては、災害に強いまちづくりに向けた取組が喫緊の課題であることを再認識いたしました。こうした突発的に発生する激甚災害に対しましては、市民の皆様一人一人が災害への備えの意識を持ち、そして地域が持てる力を結集して災害に備えていかなければ、被害を最小限に抑えることはできません。

市全体の防災力を高めていくために、令和6年度は愛知県と合同で津波・地震防災訓練を実施いたします。地震による堤防の崩壊、浸水が起こった際、市民の皆様が迅速に命を守る行動を取っていただくよう、避難場所への避難訓練のほか、県のゼロメートル地帯広域防災活動拠点を活用した救助避難訓練を行います。さらに、関係団体などと連携して、避難所の開設・運営訓練などの取組を実施いたします。また、国、県、周辺市町村と連携し、市外への広域避難に向けた体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

そのほか、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織が行う防災訓練や資機材の購入に対し支援を行っていきます。地震による建物の倒壊など、甚大な被害を防ぐため、木造住宅の無償耐震診断や耐震改修、ブロック塀の撤去費用に対する補助につきましても、引き続き実施いたします。

ハード対策といたしまして、国の木曾川福原地区河川防災ステーションの整備に合わせ、福原水防センターを建築するための実施設計を行います。

治水対策の推進では、本市は自然排水が困難な海拔ゼロメートル地帯に位置しており、水害に強いまちづくりに向け、治水対策は極めて重要な取組と考えております。日々の排水についても、排水機による強制排水に頼らざるを得ない状況であることから、国、県、土地改良区と連携して、治水の要である排水機場や排水路などの整備を計画的に行ってまいります。

安心して暮らせる社会の実現につきましては、本市では、昨年2名の方が交通事故により命を落とされました。交通事故件数も昨年より増加しており、交通事故防止のためには市民の皆様一人一人が交通ルールを守る意識を持っていただくことが大事です。悲惨な交通事故による犠牲者を一人でも減らせるよう、津島警察署や関係団体と連携し、交通安全教育や街頭啓発活動を行ってまいります。

また、道路交通法の改正を踏まえ、若年層及び高齢者が着用する自転車乗用ヘルメット購入

補助につきましても、令和6年度も継続して実施してまいります。

ハード面での取組も進めております。子供たちが安全に通学できるよう、通学路にカラー塗装を施すほか、防護柵、カーブミラーなどを計画的に設置し、歩行者や自動車利用者にとって安全・安心で快適なまちを整備していきます。

水槽付消防ポンプ自動車を計画的に更新し、消防力の維持向上に努めます。

第2は、「心身ともに健やかな、地域共生のまちづくり」です。

子育て支援の充実につきましては、本市におきましては少子化対策として本市独自の子育て支援策を戦略的に打ち出すことで、子育て世帯に優しいまちとして積極的にPRしてまいります。子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年度からは市独自事業として近隣市に先駆けて、特に学習費の負担が大きい時期となる愛西市立の中学校へ通う生徒への給食費助成を拡充し、無償化いたします。

なお、幼稚園、保育所等に通う幼児の副食代に対する補助や愛西市立の小学校に通う児童の給食費に対する補助につきましては、継続して実施してまいります。

その他、愛西市の独自施策として実施してまいりました18歳の年度末までの子ども医療費の無償化や1歳児子育て応援給付金事業、新婚世帯への住居費支援などにつきましても引き続き行ってまいります。

子供を安心して育てている環境を整えるため、認定こども園への移行に必要な施設整備に対し、財政的な支援を行ってまいります。

さらに、令和6年4月から子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持ったこども家庭センターを設置し、妊婦から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援体制の充実強化を図ってまいります。

生涯生き生きと暮らせる健康づくりの推進につきましては、市民の皆様がいつまでも健やかで心豊かに暮らしていくことが、将来の不安を解消し、健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現する上で重要になります。

御高齢の方の住み慣れた地域での自立した生活と社会参加を目指し、保健事業と介護予防事業の一体的な取組をさらに拡充してまいります。乳幼児や妊産婦を対象とした健康診査やがん検診をはじめとする各種検診を実施し、市民の皆様がライフステージに応じた健康状態を定期的にチェックできる機会を提供してまいります。

また、50歳以上の方への帯状疱疹や高齢者へのインフルエンザのワクチン接種をはじめとする各種予防接種について、市民の皆様にご案内し、病気と重症化を自発的に予防する意識を促していきます。そのほか、あいち健康プラスを活用した運動支援やあいさい野菜メニュー提供店を目的地としたスタンプラリーを開催し、運動と食の両面からの健康づくりを促進してまいります。

障害・高齢者福祉の充実につきましては、御高齢の方が地域とのつながりや生きがいを持ちながら安心して住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、個々の生活状況に応じたきめ細やかな支援を進めてまいります。

タクシーの料金助成につきましては、公共施設や医療機関に限られていた利用範囲を拡大し、また運転免許証をお持ちでない方の移動支援を図ることにより、高齢者の皆様の外出を促してまいります。

家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が増加していることから、令和6年度はごみ出しが困難な家庭を対象に、家庭ごみを戸別収集する事業に試行的に取り組みます。さらに、重層的支援体制整備事業では、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、多機関が協働して包括的に支援する体制を構築し、これまで介護・障害・子育て・生活困窮などの各分野で実施している相談支援を一体的に実施してまいります。

第3は、「一生涯の学びを支えるまちづくり」です。

多様な学びを促す教育環境につきましては、小・中学校の適正規模・適正配置につきましては、昨年3月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画素案を策定して以降、各地区の説明会において丁寧に説明が行われました。それ以降も広報「あいさい」やホームページ、世帯向け回覧や保護者へのお知らせなどにより、事業内容の周知を図っております。

また、各地区の保護者や地域の皆様の御意見を直接お伺いするため、座談会の開催や意向調査を実施し、これまでの意見を踏まえ、1月には令和13年度までを計画期間とした第1期計画案を公表いたしました。

現在、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、教育委員会において最終取りまとめに向け整理を行っているところです。事業の推進に当たっては、子供たちの学習環境を第一に考え、引き続き保護者や地域の皆様に対しても御説明してまいります。

学校施設につきましては、施設設備全体に老朽化の波が押し寄せ、その多くで更新時期を迎えつつあります。加えて、社会の変化に伴い学校教育を進める上で必要とされる機能を備えることが求められております。

令和6年度は、学校施設の老朽化に対応するため、佐屋小学校のほか、永和中学校体育館の健全度調査を実施いたします。また、熱中症対策及び避難所の環境整備の観点から、中学校4校の体育館に新たに空調設備を整備いたします。引き続き、子供たちに安全・安心で快適な教育環境を提供してまいります。

個々に寄り添い、新たな学びを展開する学校環境につきましては、令和5年度に市独自事業として新たに実施した中学生体験学習事業につきましては、令和6年度も引き続き、東日本大震災の被災地である岩手県や宮城県の視察を行い、近い将来、この地域で発生が予想されている南海トラフ地震への備えなど、身近な問題について考える貴重な機会としていただきたいと思います。

また、ICTを活用した学習活動を展開するほか、市独自に特別非常勤講師、特別支援教育支援員、外国語指導助手などを配置し、引き続き、きめ細かい指導・支援を行ってまいります。

文化の継承、生涯学習、スポーツの推進につきましては、尾張津島天王祭は、昨年7月に開催された朝祭りでは、先車を務める市江車の絢爛豪華な姿が披露されました。4年ぶりの通常開催となり、地域や観光客の皆様の歓声も一段と大きなものを感じ、改めて600年以上続くこ

の伝統文化を守り、確実に次世代へ継承していく決意を心に刻みました。

生涯学習と文化振興、生涯スポーツとを一元的に牽引する体制といたしまして、令和6年度から生涯学習課とスポーツ課を統合し、生涯学習スポーツ課といたします。

2026年アジア・アジアパラ競技大会では、ローイング競技が長良川国際レガッタコースを会場として仮決定されています。本市といたしましては、この大会を契機に市民の皆様がスポーツに関心を持つだけでなく、健康づくりや地域の活性化に関心を持ち、自ら取り組んでいただくことが重要であると考えています。

令和6年度は、生涯学習スポーツ課内にアジア・アジアパラ競技大会推進室を設置し、大会開催の機運を盛り上げ、市民の皆様にとって競技が身近に感じていただける環境を整えてまいります。

旧立田総合運動場が人工芝グラウンドに生まれ変わり、愛知県サッカー協会により愛称を貝沼建設花はすフィールドあいさいとしてオープンいたしました。4月からは一般利用がスタートいたします。公式のサッカー大会だけではなく、市民スポーツや地域のイベントなど幅広い利用により地域の活性化につながることを大いに期待しております。

第4は、「活力ある快適なまちづくり」です。

農業の振興につきましては、本市の基幹産業である農業の振興は重要な事業の一つであります。農業従事者の高齢化が急速に進行する中、農地利用の適正化や新規就農者の掘り起こしを進め、持続可能な農業を実現する必要があります。令和6年度におきましても、引き続き、国、県、関係機関と連携し、農業経営の安定・合理化につなげていく取組や担い手の育成に関する取組を行ってまいります。

また、愛西市の魅力や農産物を知っていただく機会の創出も重要です。既存の道の駅において、市の魅力や地元農産物・加工品のPRに取り組み、販売促進につなげてまいります。さらに、愛西市で生産されている農産物などの販路拡大を図るため、農産物など輸出促進に取り組むために施設整備を行う事業者を支援してまいります。

商工業・観光の振興につきましては、中小企業の経営安定や地域産業の活性化を図るため、商工会と連携して市内産業に対する支援を継続してまいります。

道の駅立田ふれあいの里は、本市のみならず海部地区で最大規模の集客力がある観光拠点であると考えており、都市公園と一体となった施設をして、令和8年度の全面供用開始に向け、着実に事業を進めてまいります。

令和6年度は道の駅のリニューアルとして、新たな都市公園の整備をいよいよ本格化し、24時間トイレや駐車場の一部がオープンいたします。令和7年度には農産物直売所などの施設が供用開始いたします。

現在、指定管理者の選定の手続きを進めております。道の駅と都市公園といった性格の異なった施設を、10年間の長期期間にわたり一体的に維持管理・運営する事業者を選定することから、審査委員会の委員の皆様には慎重な審査をお願いしております。

計画的なまちづくりの推進につきましては、名鉄藤浪駅につきましては、憩い・にぎわいの

拠点として清林館高校の生徒の皆さんや地元の皆さんの御意見を踏まえ、令和5年度から2か年にわたり再整備を進めております。

また、名鉄佐屋駅の周辺整備につきましては、地元の皆さんとの勉強会や関係機関との協議を進め、令和6年度は引き続き基本計画の選定を行い、この計画を踏まえて概略設計を行ってまいります。

市内の鉄道駅周辺での新たな市街地整備に向け、令和5年度は優先的に整備を進める拠点の選定を進めております。令和6年度は、選ばれた鉄道駅周辺拠点のまちづくりビジョンの選定に向け検討を進めてまいります。

弥富インター周辺部での新たな工業用地の創出につきましては、市内2か所目となる県企業庁用地造成に向け、県と連携し、着実に事業を実施しており、実現に向け引き続き取り組んでいきます。

第5は、「協働によるまちづくり」です。

地域コミュニティの充実・豊かさを実感できる環境整備につきましては、社会を取り巻く状況が急激に変化し、多様化・複雑化する地域の課題をいち早く解決し、活力あるまちづくりを行っていくためには、防災・防犯活動、児童・生徒や高齢者の見守りなど、幅広い分野にわたって活動する地域コミュニティの存在が非常に重要になります。

令和6年度は、自主防災組織への支援など各種団体の活動支援を拡充しており、地域コミュニティの自発的活動の推進や地域の活性化につなげてまいります。

市民の誰もが主役につきましては、本市は令和7年4月1日に市制20周年という大きな節目を迎え、希望や夢を未来へつなげていかなければなりません。

令和5年度は、あいさいさん祭りや蓮見の会、市民体育大会など各種行事・イベントを通常開催することができました。人が集まり、にぎわいが生まれることで、まちは活性化いたします。本市の記念すべき20周年に向け、市民の皆様、各種団体、事業者など、まちづくりに関わる様々な主体が自立・連携し、まちのにぎわいがさらに発展するよう、その活動を促してまいります。

最後、第6は、「魅力あふれ、DX推進による市民本位のまちづくり」です。

シティプロモーションの推進につきましては、本市には暮らし・観光・産業・文化・スポーツなど様々な魅力・地域資源があり、さらに令和7年度に市制施行20周年を迎えるほか、道の駅と都市公園のグランドオープン、アジア・アジアパラ競技大会の競技実施、南部地区工業団地計画など、様々なプロジェクトが起動しています。

広報とシティプロモーションの業務をさらに推進するため、シティプロモーション課を新設し、情報発信の強化を図るとともに、魅力・地域資源を一元化し、相乗効果を発揮するよう、より戦略的かつ効果的に発信していくための計画を策定いたします。

DXの推進と市民ニーズに寄り添った行政サービスの実現につきましては、本市では行政のデジタル化を積極的に進めております。昨年の12月からマイナンバーカードを利用し、住民票の写しや印鑑証明書をコンビニエンスストアなどで取得できるサービスを開始しているほか、

市議会においても昨年、タブレットを導入し、議会DXによる効率化、円滑化に取り組んでいただいております。

また、市の内部業務につきましても、デジタル化に取り組んでおります。RPAにつきましては、令和5年度に税務や福祉関係など2件の事務について導入したところでありますが、引き続き他の事業にも展開し、さらなる事務の効率化を進めていきたいと考えております。

令和6年4月、全庁的な自治体DX推進体制を明確化するため、総務課内にDX推進室を新設し、デジタル技術を活用した行政の効率化の取組と市民の皆様の生活と暮らしがより豊かになる取組を進めてまいります。

ただし、行政のデジタル化を進める一方で、行政サービスの根幹であります市民の皆様と職員とのコミュニケーションの大切さを失わないよう、全職員が奉仕者のプロとしての市民の皆様が目線に立ち、温かみのある行政サービスを提供してまいります。

以上、令和6年度当初予算の主な内容について申し上げます。

本定例会に上程させていただいております令和6年度当初予算につきましては、一般会計で274億1,000万円、令和5年度当初予算に対し9.8%の増で、当市が誕生しました平成17年度以降で過去最大の予算規模となっております。

各会計の詳細につきましては、この後各担当部長から説明をさせていただきますので、お願いを申し上げます。

さて、1月に厚生労働省が発表いたしました人口動態統計の年間推計によれば、令和5年に国内で生まれた子供の数は、統計開始以来初めて80万人を割り込んだ令和4年度をさらに下回り、過去最少を更新することが見込まれております。一方、死亡者数も戦後最多となる見込みで、自然減は過去最大の80万人を超えることが確実視されております。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年4月に発表した国内の将来推計人口を見ても、今から30年後の2050年は約1億400万人と、15%以上の減少が見込まれ、高齢化率は37%と、3人に1人が高齢者という状況になっております。全国的に見ても、人口減少は確実に現在進行形で進んでおります。

さらに、同研究所は昨年12月に全国市町村の将来推計人口も発表しております。本市の2050年の姿は、人口が約4万2,000人、高齢化率は43%となっております。生産年齢人口も48%と、いよいよ半分を割り込むことが見込まれております。こうした数値を見ますと、30年後の愛西市の姿はどうなってしまうんだろうかと思われる市民の皆様も多いと思います。次の世代を担う今の子供たち、さらにこれから生まれてくる子供たちが愛西市に住み、愛西市で働き、生活をするためには、私たちの世代の者たちが持続可能な時代に向け、今からその礎を築いていかなければなりません。これが私たちの責務だと考えております。

市の財政状況を見ても、税収につきましては、全国的に働く世代の人口の減少が見込まれることから、本市においても大きな増収は期待できません。令和6年度当初予算の自主財源比率は39.7%となっております。こうした中、歳出では10年、20年後の愛西市を見据えた事業を実施するため、国県支出金や市債を最大限活用して予算編成を行いました。

一方、社会保障関連経費である扶助費や特別会計への繰出金は年々増加を続けており、令和6年度当初予算では過去最大の約104億円となり、予算全体の3分の1を占めております。こうした経費は今後も増加の一途が見込まれており、市負担分に対する財源対策は必須となっております。

また、老朽化した公共施設の施設整備の計画的な改修などの投資についても着実に推進することが必要です。これらに対応するため、令和6年度は財政調整基金を活用し収支不足を解消しております。基金を財源に行政サービスをさらに充実すべきだという御意見もありますが、人口減少、少子高齢化、施設の老朽化など様々な課題を抱える中、今後の財政状況を見通しますと、安易に行政サービスを追加・拡充することは、持続可能な愛西市の行財政を目指す上で責任のある態度とは言えません。

今後とも将来の財政を見通し、社会保障経費の増加や公共施設の適正配置・適正規模化、老朽化対策などに対応できるよう、各種基金を計画的に確保してまいります。必要な施策を実現するに当たってはしっかりと活用してまいります。

最後になりますが、これからも引き続き「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向け、市民の皆様方と協働し、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに議員各位のより一層のお力添えをお願いいたしまして、招集並びに施政方針といたします。どうもありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第1号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・報告第1号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）報告をお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、報告第1号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次ページを御覧ください。

市道の管理瑕疵につきまして、損害賠償の額を8万7,186円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

以上で、報告第1号の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・報告第2号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・報告第2号：専決処分事項の報告について（愛西市空家等対策協議会条例

の一部を改正する条例) 報告をお願いいたします。

○産業建設部長(宮川昌和君)

それでは、報告第2号:専決処分事項の報告について(愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例)を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次ページを御覧ください。

専決処分書の写しでございます。

令和5年12月4日に専決処分をいたしました。

次に、次ページを御覧ください。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

以上で、報告第2号の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第3号(提案説明)

○議長(杉村義仁君)

次に、日程第7・報告第3号:専決処分事項の報告について(愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)をお願いいたします。

○上下水道部長(山田英穂君)

それでは、報告第3号 専決処分事項の報告について(愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市水道事業給水条例及び愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和6年1月12日に専決いたしました。

次ページの改正の内容につきましては、水道法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の用語及び条番号を改めるものでございます。

第1条では、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第2条では、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で、報告第3号の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・報告第4号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・報告第4号：専決処分事項の報告について（愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）報告をお願いいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、報告第4号：専決処分事項の報告について（愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和6年1月15日に専決いたしました。

次ページの改正の内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の条番号を改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で、報告第4号の説明といたします。

○議長（杉村義仁君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は、10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第2号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、資料2で御説明をさせていただきますので御覧ください。

改正の概要は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整理を行うものでございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整理するためでございます。

改正の内容ですが、条例で引用する法別表第2の第2欄及び第4欄の規定等を整理するものでございます。

施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

以上、よろしくいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第3号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第3号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、改正する必要があるからです。

議案第3号資料2で御説明をさせていただきますので御覧ください。

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要となります。

改正の内容としまして、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象にパートタイム会計年度任用職員を含めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第5号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第5号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（加藤義久君）

それでは、議案第5号：愛西市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容は、議案第5号資料2を御覧ください。

改正の概要は、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するものでございます。

改正の理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、手数料の標準額が改定されるためでございます。

改正の内容は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり引き上げるものでございます。金額につきましては表のとおりでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第6号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

資料2を御覧ください。

第1の改正の概要は、書面での掲示を義務づけている規定を見直すものでございます。

第2の改正の理由は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令等が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するためでございます。

第3の改正の内容は、1つ目は、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの。2つ目は、そのほか必要な規定の整備でございます。

第4の施行期日は公布の日、一部の規定は令和6年4月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第7号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

資料2を御覧ください。

改正の概要は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

第2の改正の理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、保護命令制度が拡充されるためでございます。

第3の改正の内容は、接近禁止命令等の用語が法律で定義されたことに伴い、引用規定を整備するものでございます。

第4の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第8号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、精神障害者医療費受給資格者に関する規定を整備するため、改正する必要があるからでございます。

議案第8号資料2を御覧ください。

改正の概要は、精神障害者医療費受給資格者に関する規定を整備するものでございます。

改正の理由は、自立支援医療費の支給認定を受けることができない障害等級1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に対して、全ての通院医療及び入院医療に対する精神障害者医療費を支給するためでございます。

改正の内容は、全ての通院医療及び入院医療に対する精神障害者医療費の受給資格者の要件について、障害等級1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その者の責めに帰することができない理由により、自立支援医療受給者証の交付を受けることができない者も対象とするものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第9号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、職員の配置に関する規定を整備するため、改正する必要があるからでございます。

議案第9号資料2を御覧ください。

改正の概要は、職員の配置に関する規定を整理するもの、改正の内容は、職員を置くとしている規定を置くことができる規定に改正するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第10号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、介護保険料の額を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第10号資料2を御覧ください。

改正の概要は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を設定するものでございます。

改正の理由は、健全な介護保険特別会計を運営するため、新たな保険料率を定める必要があるためでございます。

改正の内容は、保険料率の改定の表にありますように段階区分を12段階から15段階とし、対象者の要件並びに各段階の保険料率を改定するとともに、減額賦課対象者については保険料率を下の表のように改定するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第11号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、下水道使用料等を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第11号資料2を御覧ください。

改正の概要は、下水道使用料等の改定を行うものでございます。

改正の理由は、健全な下水道事業運営の観点から必要な財源の確保及び農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業及び地域し尿処理施設の使用料の見直しを行うためでございます。

改正の内容は、1. 基本使用料を1,200円に統一し、基本水量制を廃止する。2. 従量使用料の設定を5段階にする。3. 一時使用の使用料を1立方メートルにつき300円を追加する。

4. 維持管理分担金を廃止する。5. 愛西市排水設備指定工事店制度を採用するものでございます。

施行期日について、排水設備指定工事店制度の採用は令和6年7月1日から、使用料等改定は令和7年4月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第12号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（加藤義久君）

それでは、議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について御説明させていただきます。

津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約を締結することについて、津島市と協議するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約を津島市と締結することに関する協議について、議会の議決を経る必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

津島市及び愛西市は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

第1条、目的では、津島市及び愛西市が相互に連携し、それぞれの区域における消防力の向上を図ることを目的とする。

第3条、連携する取組及び役割分担では、相互に連携する取組ははしご自動車購入及び維持管理とする。

その他、条文につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第13号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第13号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第13号：市道路線の廃止について御説明いたします。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止するものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。
議案第13号の資料には、今回廃止をする4路線の廃止理由を記載させていただいております。
また、次ページ以降には、それぞれの路線図のほうを添付させていただいております。
以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第14号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第14号：市道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第14号：市道路線の認定について御説明いたします。  
道路法第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。本日提出、市長名でございます。  
この案を提出するのは、次のページの12路線を市道として認定し、公用の用に供するため必要があるからでございます。  
議案第14号の資料には、今回認定をする12路線の認定理由を記載させていただいております。  
また、次ページ以降には、それぞれの路線図を添付させていただいております。  
以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第16号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21：議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明いたします。
この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,514万2,000円を減額し、総額を280億3,469万7,000円とするものでございます。
4ページを御覧ください。
第2表 繰越明許費補正で年度内に完了しない4事業について、翌年度へ繰り越すため、それぞれ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。
続きまして5ページ、6ページでは、第3表 地方債補正で経営体育成基盤整備事業をはじめ2事業を追加するほか、地盤沈下対策事業をはじめ6事業の限度額を事業費の確定に伴い変更いたしました。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

事業費の確定に伴う補正が大半でございますが、主なものといたしまして、11款地方交付税では、交付決定に伴い3億6,971万7,000円を計上いたしました。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金で道路局所管補助金207万9,000円を、また6目教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金777万5,000円を計上いたしました。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金で多面的機能支払推進補助金203万4,000円を計上いたしました。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、2目特定寄附金では、企業版ふるさと納税としていただいた計260万円を計上いたしました。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

22款市債、1項市債、6目教育債では、小中学校空調整備事業債で5,910万円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましても事業費の確定または精査による補正が大半でありますので、増額を伴う主な内容につきまして御説明いたします。

初めに、保険福祉部長より御説明させていただきます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、保険福祉部の所管に関する主なものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書22ページ、23ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の委託料では、高齢者福祉タクシー料金助成事業の拡充に伴うシステム改修委託料16万5,000円を計上しました。

次に、24、25ページを御覧ください。

6目発達支援センター費では、相談支援委託業務の一部が課税対象事業となったことに伴い、障害者相談支援事業委託料80万4,000円を増額し、障害者相談支援事業負担金1,026万5,000円を計上しました。

以上、よろしく御願いいたします。

続きましては、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

24ページ、25ページを御覧ください。

民生費関係で、3款2項2目児童措置費で、認可外保育施設利用者の増加に伴い、認可外保育施設等利用料負担金25万5,000円を計上しました。また、延長保育利用者の増加に伴い、特別保育事業費等補助金116万3,000円を計上しました。

続きまして、衛生費関係で4款1項2目予防費で、風疹5期の追加的対策について、感染症

予防費等国庫負担金の確定に伴い、国庫支出金等過年度分返還金199万1,000円を計上しました。
26ページ、22ページを御覧ください。

4款1項3目母子衛生費で、母子保健衛生費国庫負担金の確定に伴い、国庫支出金等過年度分返還金9万2,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、消防長より御説明いたします。

○消防長（加藤義久君）

私からは、消防本部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

30ページ、31ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、需用費で燃料価格の高騰、緊急消防援助隊災害派遣に伴い、燃料費59万3,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関する項目につきまして御説明いたします。

32ページ、33ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校及び西川端小学校の給食室に空調設備を整備するため、空調整備工事監理委託料272万円、空調整備工事請負費4,288万4,000円を計上いたしました。

続きまして、10款3項中学校費、1目学校管理費におきまして、佐屋中学校で漏水が発生し、水道料金が増加したため、水道料145万円を計上しました。

続きまして、34ページ、35ページを御覧ください。

同じく10款3項1目におきまして、佐織西中学校の給食室に空調設備を整備するため、空調整備工事監理委託料68万円、空調整備工事請負費974万6,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

以上で令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第22・議案第17号（提案説明）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第22・議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ961万4,000円を減額し、予算の総額を64億1,584万2,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、8目償還金で、令和4年度愛知県国民健康保険給付費等交付金の精算に伴い、返還金238万6,000円を増額計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第18号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入それぞれ1億5,918万9,000円を追加し、予算の総額を61億7,546万8,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、介護施設等大規模修繕事業が2か年整備となりましたので、補助金の翌年度分7,672万5,000円を減額し、それに伴う歳入、県補助金も同額減額しました。

次に、2款保険給付費では、介護サービス等の利用増加に伴い、保険給付費4,000万円と予防給付費1,600万円を増額計上するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第19号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第24・議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算につきまして、歳入歳出ともに私の方から御説明させていただきます。

説明につきましては、配付させていただいております資料の令和6年度当初予算主要施策に基づきまして順次説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、主要施策の1ページを御覧ください。

令和6年度一般会計の総額につきましては、歳入歳出それぞれ274億1,000万円で、前年度当初予算額に対しまして9.8%の増となりました。

歳入の主な内容から御説明いたします。

初めに、市税の関係につきまして御説明いたします。

右の表の歳入の状況の1款になりますが、74億1,389万8,000円で、前年度比4.1%減を計上いたしました。

内容につきましては、まず市民税の個人分は、国の示した定額減税の影響額相当分等を勘案し、大幅な減額計上となりました。また、法人分については、調定見込みベースで算出し、前年度並みで計上いたしております。

次に、固定資産税につきましては、令和6年度評価替えによる減収見込みを勘案し、減額計上としております。

軽自動車税につきましては、軽自動車の登録状況並びに環境性能割の実績状況を踏まえ計上いたしました。

市たばこ税につきましては、直近の収入実績から見込み計上しております。

次に、市税以外の歳入につきまして、主な内容の御説明をいたします。

まず、2款の地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、地方財政計画や国・県の試算に基づき、前年度実績を勘案し、それぞれ計上しております。

次に、11款の地方交付税につきましては、国の地方財政計画の地方交付税全体の出口ベースは、対前年度比1.7%増であることから、令和5年度の交付実績を考慮いたしまして57億円を計上いたしました。

また、分担金及び負担金から県支出金までの各事業の特定財源となる歳入につきましては、各算定基準に基づき算出された金額を計上しております。

次に繰入金では、基金繰入金のうち財源不足を補填する財政調整基金を16億2,817万円、また公共施設の整備を図るための公共事業整備基金繰入金として2億1,200万円を計上しております。

次に、22款市債では、旧立田社会福祉会館解体事業の財源5,590万円、県営土地改良事業費負担金の財源として1億7,210万円、道の駅再整備事業に5億6,000万円、道路の舗装修繕事業に4,500万円、道の駅周辺整備事業に9億4,810万円、藤浪駅前広場整備事業に1億560万円、消防指令センター整備事業や水槽付消防ポンプ自動車更新事業などの財源として1億7,650万円、小・中学校の空調整備や立田・佐織体育館のトイレ改修事業の財源として2億1,150万円を、また臨時財政対策債6,000万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、2ページの右下の表を御覧ください。

基金と地方債の残高を記載しております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

同じく2ページ左側の表に歳出の状況をまとめております。

この中で構成比が最も高い3款民生費は全体の43.9%、120億2,986万1,000円となり、社会保障関係経費である扶助費などの増により、前年度に比べて17億1,290万6,000円の増となっております。

次に、左下の表は歳出の性質別の内訳となります。

上から4段目の義務的経費である扶助費は68億3,387万2,000円で、予算全体の24.9%を占めております。この扶助費は、引き続き大きな伸びを続けている状況の中、義務的経費と投資的経費の双方の事業を計画的に進めるため、国・県補助金の活用など積極的な財源の確保を行いながら令和6年度の歳出予算を計上しております。

続きまして、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。

ページ順に御説明いたします。はねていただきまして、まず6ページを御覧ください。

農産物輸出支援事業です。

市内の生産者組織で愛西市産の農産物及び農産物加工品の販路拡大の目的で輸出するための取組を支援いたします。なお、別冊の当初予算の概要書は69ページとなります。

次に、7ページは立地促進奨励金等交付事業です。

企業の立地促進並びに市民の雇用機会と雇用維持を図り、本市の産業振興及び市民生活の安定に貢献するため、奨励金を交付いたします。当初予算の概要書のページは87ページとなります。

続きまして、8ページは、シティプロモーション戦略策定事業です。

新たにシティプロモーション課を設置し、市のブランド力の創造・向上、市民のシビックプライドの醸成、市の認知度向上及び地域の活性化に戦略的に取り組むため、シティプロモーション戦略を策定いたします。概要書のページは14ページとなります。

続きまして、9ページは道の駅再整備周辺整備事業です。

本市の観光拠点から成る既存の道の駅や隣接する愛西市花はす公園の整備、また公園内の観光拠点施設の建築に着手いたします。概要書は70ページ、86ページとなります。

次に、10ページは藤浪駅前広場改修工事です。

魅力的な都市景観づくり、市民や駅利用者の方の憩い、にぎわい空間などの創出に向け、利便性の向上を図るべく、情報モニターや通路シェルターを設置いたします。概要書は84ページとなります。

次に、11ページは佐屋駅周辺整備事業です。

佐屋駅における交通結節点機能を強化するため、佐屋駅前広場やアクセス道路などの整備に向けた基本設計を行います。概要書は85ページでございます。

次に、12ページは子ども医療費です。

出生から18歳の年度末までの子供の医療費について、窓口での自己負担額の完全無償化を継続して実施いたします。概要書は42ページでございます。

13ページは、1歳児子育て応援給付金事業です。

市の独自事業として、子育て家庭に対し、妊娠・出産時から切れ目なく支援するために、1歳の節目に子育て相談支援を行うとともに、経済的支援として児童1人当たり5万円を支給いたします。概要書は48ページでございます。

次に、14ページはこども家庭センター事業です。

これまでの子育て世代包括支援センター及び子供家庭総合支援拠点により実施していました子育てに関する相談について、それぞれの機能を併せ持ったこども家庭センターを設置して、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を提供いたします。概要書は48ページでございます。

次に、15ページは保育所等副食費補助事業です。

市の独自事業として継続し、保育所、認定こども園、幼稚園に通園する3歳から5歳までの児童の給食費のうち、副食費について月額3,500円の補助をすることにより、子供を安心して育てることができる環境を整えます。概要書は50ページ、111ページでございます。

次に、16ページは出産・子育て応援交付金事業です。

妊娠の届出や出産の届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援給付金を支給いたします。概要書は61ページでございます。

続きまして、17ページは水泳指導業務委託事業です。

学校プール施設の老朽化に伴い、民間プール施設を活用することで、天候の影響を受けず計画的に実施する水泳授業環境を整備いたします。概要書は99ページでございます。

次に、18ページは中学校体育館空調設備設置工事です。

市内中学校の空調設備が整備されていない体育館に空調を設置いたします。概要書は100ページでございます。

19ページは、中学校給食費無償化等事業です。

子育て世帯の経済的支援策の一つとして、特に学習費の負担が大きい中学生を対象に、市の独自事業として愛西市立中学校の学校給食費の無償化を実施いたします。概要書は103ページでございます。

次に、20ページは木曾三川交流レガッタ大会参加料助成事業です。

春と秋に開催される木曾三川交流レガッタ大会に参加する市内中学生、高校生、市内高校の在学者の参加料を助成し、ボート競技の普及啓発を図るとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催に向け機運を高めてまいります。概要書は109ページでございます。

21ページは新婚世帯住居費等支援事業です。

結婚に伴う新生活を経済的に支援し、安心して暮らしていけるよう愛西市に転入された新婚世帯に対して住居費及び引っ越し費用の一部を助成いたします。概要書は19ページでございます。

22ページは自主防犯組織活動支援事業です。

地域ぐるみでの防犯対策を一層推進するため、自主防犯組織が継続的に実施する防犯パトロール活動等に係る経費を助成いたします。概要書は25ページでございます。

23ページは福原水防センター整備事業です。

国の木曾川福原地区河川防災ステーションの整備に合わせ、福原神田地区の一時避難場所の機能を備えた福原水防センターの整備を行うため、実施設計を行います。概要書は27ページでございます。

次に、24ページは重層的支援事業です。

複雑化や複合化した課題を抱える世帯に対し、属性や世代を問わない相談体制の構築、他機関共同による包括的支援を実施いたします。概要書は37ページになります。

25ページは高齢者福祉タクシー料金助成事業です。

公共施設や医療機関に限られていた利用範囲を拡大することにより、住み慣れた地域での社会参加を促し、福祉の増進を図ります。概要書は45ページになります。

次に、26ページは総合斎苑施設整備事業です。火葬炉のオーバーホールなど修繕を行い、安心して利用できる環境を整えます。概要書は52ページになります。

次に、27ページはごみ出し困難者戸別収集事業です。

ごみ集積場所に自分でごみを出すことが困難な方のごみ収集の支援を試行いたします。概要書は53ページでございます。

最後に、28ページは水槽付消防ポンプ自動車更新事業です。

老朽化している水槽付消防ポンプ自動車を更新し、防災力、消防力の向上を図ります。概要書は91ページでございます。

以上で令和6年度一般会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第20号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第25・議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

当初予算の概要書113ページ、令和6年度事業勘定の総額の表を御覧ください。

予算額は歳入歳出それぞれ64億421万円で、前年度比99.7%となりました。

歳入の1款国民健康保険税は、さきの12月議会でお認めいただきました税率により算出し、前年度比107.1%の12億4,317万6,000円、2款県支出金は、前年度比95%の44億7,156万6,000円、4款繰入金は、前年度比148.8%の6億4,568万8,000円を計上しました。

歳出では、全体の7割弱を占める2款保険給付費は、前年度比99.2%の43億6,688万7,000円を計上いたしました。

また、3款の国民健康保険事業費納付金は、県から示され、前年度比102.3%の18億8,109万

6,000円を計上しております。

続きまして、118ページ、令和6年度直営診療施設勘定の総額の表を御覧ください。

予算額は歳入歳出それぞれ9,594万6,000円で、前年度比76.4%となりました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第21号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

当初予算の概要書121ページ、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算の総額の表を御覧ください。

予算総額は歳入歳出それぞれ12億9,120万7,000円で、前年度比111.8%となりました。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料が約8割を占め、前年度比111.3%の10億4,353万5,000円を計上しました。

歳出では、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が総額の大半を占めており、前年度比111.9%の12億7,350万6,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第22号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

概要書の123ページ、令和6年度介護保険特別会計予算の総額の表を御覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ62億4,886万円で、前年度比107.2%となりました。

歳入では、8款繰入金は、基金からの繰入れも含め10億4,088万8,000円を計上しました。

歳出では、総額の約9割を占める2款保険給付費が前年度比106%で56億5,113万6,000円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第23号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・議案第23号：令和6年度愛西市水道事業会計予算を議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第23号：令和6年度愛西市水道事業会計予算について御説明いたします。  
概要書132ページを御覧ください。

令和6年度の収益的収入の予定額合計は5億3,142万9,000円になり、前年度比は109.5%でございます。

収益的支出の予定額合計は5億393万円になり、前年度比は96.2%でございます。

資本的収入の予定額合計は4億4,062万8,000円になり、前年度比は343.8%でございます。

資本的支出の予定額合計は5億1,389万7,000円になり、前年度比は146.9%でございます。

次に、134ページ上段を御覧ください。

収益的支出の主な内容といたしまして、営業費用の原水及び浄水費の受水費は、県営水道水購入に1億8,664万2,000円を計上しております。令和6年度の県水承認基本水量については、1日当たり7,900立方メートルとし、前年度より20立方メートル減量しております。

次に、135ページ下段から136ページ上段を御覧ください。

資本的支出の主な内容といたしまして、建設改良費の委託料は浄水場更新等計画基本設計に5,106万2,000円、工事請負費は配水管布設替え及び下水道工事に伴う水道移設等工事の管路延長3,470メートルに対しまして3億4,241万7,000円を計上しております。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第24号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第29・議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算を議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算について御説明いたします。
概要書137ページを御覧ください。

令和6年度の収益的収入の予定額合計は18億6,330万6,000円になり、前年度比101.9%でございます。

収益的支出の予定額合計は18億471万7,000円になり、前年度比は102.3%でございます。

資本的収入の予定額合計は20億589万8,000円になり、前年度比は105.1%でございます。

資本的支出の予定額合計は23億9,699万9,000円になり、前年度比は103.3%でございます。

次に、139ページを御覧ください。

収益的支出の主な内容といたしまして、営業費用の処理場費は、農業集落排水等に係る光熱水費、修繕費及び委託料に3億3,954万8,000円を計上しております。

次に、142ページ上段を御覧ください。

流域下水道維持管理負担金に1億6,772万8,000円を計上しております。

次に、144ページを御覧ください。

基本的支出の主な内容といたしまして、建設改良費の管路建設費の工事請負費は、公共下水道管路施設等工事の管路延長6,683.4メートルに対しまして11億1,858万1,000円を計上しております。

機能強化工事請負費では、農業集落排水本部田・東条地区の処理場機器及び真空弁ユニット等を更新するため1億200万円を計上しております。

次に、145ページ上段を御覧ください。

処理場建設改良費の工事請負費は、農業集落排水等施設の機能を維持するため1億3,081万9,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第30・議案第1号（提案説明・質疑）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第30・議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画政策部長（西川 稔君）

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、愛西市議会の議員に対し政務活動費を交付することに伴い、必要な事項を条例で定める必要があるからです。

議案第1号資料にて御説明をさせていただきますので御覧ください。

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定の概要となります。

条例の概要としまして、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、愛西市議会の議員の調査・研究、その他の活動に資するために必要な経費の一部として議員に対し政務活動費を交付するものです。

条例の内容としまして、政務活動費の月額が1万7,000円とし、必要な活動に要する経費に充てることができるものです。

項目及び内容につきましては、表に記載のとおりです。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第4号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第31・議案第4号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、議案第4号：愛西市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、戸籍法の改正に伴い改正する必要があるからでございます。

改正の内容は、議案第4号資料2を御覧ください。

改正の概要は、手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるものでございます。

改正の理由は、戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、手数料を徴収する事務及び金額を新たに条例で定めるためでございます。

改正の内容は、1. 戸籍電子証明書提出用識別符号等を発行する場合の手数料の額及び届書等情報内容証明書の交付等の手数料の額を次のとおり定めるものとする。戸籍電子証明書提出用識別符号の発行事務、1件につき400円、除籍電子証明書提出用識別符号の発行事務、1件につき700円、電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務、1件につき350円、電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務、1件につき350円。2. その他必要な規定の整備でございます。

なお、施行期日は令和6年3月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

では質疑をさせていただきます。

この愛西市の手数料条例の一部改正については、他の自治体では12月議会で行われたということもよく聞くところではありますが、今回3月議会の初日になった理由について確認をいたします。

また、窓口での手続方法や窓口で市民の利便性が向上するのか等について、法律の改正と併

せて市の窓口でどのようなことになるのか教えてください。

最後に、マイナンバー等の個人を識別する番号との関わりについて確認をさせてください。

以上、3点お願いします。

○市民協働部長（田口貴敏君）

それではまず1点ですね、初日議決、3月の初日をお願いしている理由でございますが、令和5年12月6日に公布された政令が3月1日施行のため、3月議会初日に御審議をお願いするものであります。この12月6日という期日が、他市であれば12月の追加上程という事情もありますが、愛西市としては、状況をよく把握した上で3月議会上程とさせていただいております。

続いて、この条例改正によって市民の方の窓口等での利便性の向上につきましてですが、この本条例の改正により、愛西市以外に本籍がある市民が愛西市で戸籍証明書等の交付請求ができる広域交付が可能となる、これが一番大きな利便性と考えております。

続いて、マイナンバーの活用に関しては、写真つきの身分証明として提示いただくことはありますけれども、その情報を使ってこれらの手数料条例に関する事務を進めることはございませんので、直接的にマイナンバーの情報とは関係がございません。以上です。

○4番（河合克平君）

初日議決になったについては、よく愛西市の中で議論をしていきたいということはあるんですが、条例の一部改正なので、しっかりとした議会としても委員会を通して審議を図りたいという気持ちもあったものですから質問したんですが、今回についてはそのような理由だということとは分かりました。

あと、窓口の手続については広域で交付ができると。いわゆる、もしも亡くなられたときに亡くなられた人の戸籍を今は郵送で行っているんだけど、それを愛西市の窓口で行えるようになるということで利便が向上するのかなということは、今の説明で分かりましたが、具体的には市民課の窓口に行って申請をするということでもいいのか、そういった申請書が新たにできて、その申請によって行っていくのか、具体的にどのような市民が手続が必要になるのか、具体的な確認を1点お願いします。

また、マイナンバーとの関わりでは、身分証明書としてマイナンバーカードを利用するというお話もありましたが、これについてはマイナンバーカードを持っていなくても、免許証等で従来のように行っていくということでもいいのか確認をお願いします。

○市民協働部長（田口貴敏君）

まず広域交付に関しての具体的な事務ですが、基本的に広域交付に関しては、愛西市で窓口に来ていただければ、他の遠方に本籍がある方でも交付することができますので、その手続でお願いしたいと思います。

続いて、マイナンバーカードも身分証明ですが、当然その他運転免許証等でも写真つきのものであれば身分確認できますので、その身分証明書でも対応していきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第15号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第32・議案第15号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第15号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明いたします。

この補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援給付金として個人住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者子育て世帯への加算の給付について迅速に対応するため編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,642万6,000円を追加し、総額を280億4,983万9,000円とするものでございます。

まず、3ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正で翌年度に繰り越す事業費についてそれぞれ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体化支援枠）2億3,335万円を計上しました。

なお、本補正予算の不足する財源として、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で307万6,000円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきまして、担当部長より御説明いたします。

初めに、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

9ページ、10ページを御覧ください。

2款10項2目住民税非課税世帯支援事業費で、物価高騰対応のため住民税非課税世帯の子ども加算として19節扶助費3,150万円、10節需用費、事務用品等として1万7,000円、11節役務費、通信運搬費等として10万9,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明いたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、保険福祉部所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

引き続き補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

2款10項物価高騰対応重点支援費、3目住民税均等割のみ課税世帯支援事業費の2億480万円は、住民税均等割のみ課税世帯を対象に物価高騰対応重点支援給付金を1世帯当たり10万円、さらに児童1人当たり5万円を支給するものです。

主な内訳としまして、扶助費で支援給付委金1億9,600万円のほか、2款10項2目の非課税世帯子ども加算分の給付金業務に係る事務的経費も共通経費としてこの3目に計上しております。

委託料では、給付関連業務委託料などで534万9,000円。役務費では、郵便料などの経費として94万6,000円を計上しました。

以上で令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第15号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第15号の令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について質問いたします。

まず歳入についてですが、1点、国の国庫支出金では不足する部分ということで300万円の繰入れを行ったというお話が今ありましたが、歳入の7ページ、8ページの19款2項1節の財政調整基金繰入金300万円ですね。不足するのはなぜなのか、不足する理由、国が行うべき事務以外に愛西市が特別に行うから不足するようになってしまったのか、不足する理由について詳細を教えてください。

続いて、9ページ、10ページですが、9款10項2目住民税非課税世帯支援事業費の中で、19節扶助費で住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金子ども加算ということで3,150万円ということがありますが、単純に割り返せば対象の人数は出てくるんですけども、全体の子供に対して、いわゆる対象とする子供に対して、この非課税世帯にいらっしゃる子供の数というのか、割合というのか、そういったものを1点教えてください。

同様に2款10項3目の住民税均等割のみ課税世帯支援事業費についてですが、これの19節扶助費について、1億9,600万円についても、均等割世帯というのは全体の世帯の何割ぐらいで、そこにいる子供たちは全体の子供の中で何割ぐらいなのか、そういうどういう市民の中での対象となる割合なのかお伺いをしたいと思います。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、最初に歳出のほうから御説明させていただきます。

歳出については、子供全体が8,400人を見込んでおります。そのうちの全体に対する支給対象児に占める割合ですが、非課税世帯では約7.5%を見込んでいます。均等割のみ課税世帯では、約3.8%を見込んでいます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず私からは、歳入の不足分についてですが、こちら事務費につきましては、給付件数1件当たり2,500円というのが決められておりますので、今回給付の件数と合わせますと307万円ほど不足が生じたということでございます。

続きまして、3目の住民税均等割のみ課税世帯なんですが、全体の世帯数のパーセンテージはすみません、分かりませんが、世帯数としまして1,800世帯を見込んでおります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

均等割世帯が1,800世帯を見込んでいるということですけど、全世帯って分かりませんか。全世帯からするとどのぐらいなのかというのは、全世帯2万世帯ぐらいですか。ちょっとその辺は教えていただかないと、せっかく質問した意味がなくなってしまうので教えてください。再度質問いたします。

あと、子供の人数については7.5%と3.8%ということでしたので、大体10%ぐらいの子供たちに対して1人5万円の給付がされるんだということが分かりましたが、均等割、あと事務費について1件当たり2,500円ということでお話がありましたが、そうすると愛西市は特別に2,500円以上になるような業務というのか、事務というのか、そういった積算をしたのか。例えば、会計年度任用職員が多くなったのか、システム改修費が350万ぐらい出ていますけれども、システム改修費が他自治体や全国的な自治体からすると、国が求めているような費用からすると多くなってしまったのか。単純に積み上げていって2,500円で割ると足らなくなるから300万円というふうなのか。実際その辺のことについては、国の事業費を活用する中で、事務費が出る中で不足してしまったことについて、もう少し具体的な費用の内訳というものが教えていただきたいと思いますが、1件につき2,500円は分かるんですけど、1件につき2,500円以内でやるべきなのか、1件当たり2,500円で計算してみたけどできなくて追加なのか、その辺のことについてももう少し詳細を教えてくださいと思いますが、よろしくお願いします。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

私のほうから、先ほど愛西市の世帯の数に関して、概算で直近のところになりますけれども、2万1,000世帯が概算となりますので、御報告させていただきます。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まずは均等割のみ世帯の課税世帯のパーセンテージですけれども、失礼いたしました。現在、2万4,369世帯ございますので、今回の見込み1,800世帯で割り返しますと7.3%が対象と見込んでおります。

[発言する者あり]

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

大変申し訳ございません。先ほどの2万1,000世帯、概算というのは、日本人のみの方でございまして、大変失礼いたしました。外国人の方も含めますとおおむね概算で2万4,000世帯ということで相違ないと思います。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

経費の事務費の関係なんです、こちらは必要経費、事務費としましては、なるべく愛西市としましては切り詰めて、必要最低限の経費を計上しております。会計年度任用職員についても積算して、なるべく時間数も増やさない状況で対応できる時間数を計上しております。

また、システム改修につきましては、他市も同じ業者のところにつきましては確認をしております、そちらも変わっておりません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第33・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第1号及び議案第4号並びに議案第15号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第4号並びに議案第15号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第1号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第34・議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見ある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

原議員。

○11番（原 裕司君）

議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の政務活動費の交付に関する条例の制定は大変ありがたく思っております。これまでの議員活動では、個々により活動方法の違いはありますが、市民の皆様が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるため、市民の声を代弁し、市政に対する市民が望む様々な施策の実現に向けた活動をしてまいりました。

施策実現のためには、財源確保も必要となってきております。本市は約6割を依存財源に頼らなければならない状況であり、日永市政は市民が望む施策実現のために国や県の補助事業、交付事業をフル活用するために政府への陳情活動をされております。我々議員においても同様に、政府に出向き、陳情活動をされている議員もおられます。

また、市政の方向性を市民にいち早く伝えるための指標として活動報告を作成し、配付する議員や、本市にとって本当に必要な事業を提言するために研修会や他自治体の勉強会などに参加するなど、議員活動は多岐にわたっております。

このような議員活動の費用は、議員報酬で賄われております。愛知県内で政務活動費の交付がない自治体は3市だけあります。今回、政務活動費の交付に関する条例の制定に当たっては、議会活性化協議会を開催し、全ての議員が共通理解の下、条例制定に向け交付金額、活動用途などが提示され、協議が進められてきました。後に杉村議長に報告があり、議会運営協議会で審議されたものであります。

議員活動、政治活動をするに当たっては、それぞれの家庭環境や生活環境にも影響があるわけです。今回、若い世代や子育て世代が政治に興味を持ち、誰もが政治に参加できる環境を整える必要があると考えます。

今回の条例制定は、誰もが参加しやすい開かれた愛西市議会であるためのスタートだと考えますので、議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定については賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者あり]

真野議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

今、原議員からもありましたが、政務活動費を定めることは、それによって議員個々が政策に関しての研究や調査、また研修に参加することによってそうした能力を高め、質を高めることに意味があります。住民の福祉の向上や、またサービスの利便性などの向上をしていくための政策提言をさらに強めていくためにも、非常に大切な、重要な活動費であると思っておりますので、その点について賛成です。

ただ、先ほどもありましたが、議会活性化協議会の中で協議をし、全てのメンバーで合意をいたしました。その中では当然、政務活動費の金額やまた透明性を確保するためにはどうすればいいか。また、適正な活用をしていくためにはどうするか。そして、また交付をどういう先にするのか、あるいは後にするのかといったことが議論をされました。そうした中で、提言をまとめて議長に提案をしたわけでありまして。それに基づいた今回、市からの議案提案となりました。

ただ、提言については、交付の在り方に関して、先払いではなくて後払いにしたほうが市民の理解が得られるというようなことについての附帯意見をつけて提案を提出したところでもあります。そうした点で、今後、この活動費がしっかりと十分に活用される中で、また今言った課題などについても、今後検討することも含めて考えていく必要があると思います。

今回、政務活動費が制定されるに当たって、より私たちの活動そのもの、また研修・研究そのものをしっかりとやっていかなければならない、そういうこともしっかりと踏まえて賛成といたしたいと思います。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川議員。

#### ○7番（吉川三津子君）

議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

私は、報酬と議員活動費を切り離し、議員活動を見える化する意味で有意義な条例であろうということで賛成をいたします。

愛西市議会活性化協議会では、私も一員として他の先進的な自治体の事例を集め、協議を重ねてきました。先ほど真野議員からもありましたが、金銭面では同規模の自治体の平均値とすべきという意見や、月2万円で年24万円とすべきという意見などありまして、何度も協議を重ね、今回の金額となっております。

また、情報公開の面では、市民から情報公開請求を求められて公開するのではなく、議員個々の使用状況を議会として自ら公開するなど、活用のプロセスについてもよい仕組みが出来上がったと思っています。

しかし、一つ残念なことは、先ほど真野議員からもありましたが、この政務活動費が先払いになったことです。全国市民オンブズマンの調査では、政務活動費が不適切な使い方をする大きな原因の一つとして前払い方式があり、せっかくもらったのだから使い切ろうという意識が働き、架空計上をしたり、使途基準を逸脱した支出をしたりしている事例などが挙げられ、指摘がされております。愛西市議会では、会派への支給ではなく、議会個人への支給となったので、議員個々の使用状況が公開され、こうした不正が起きにくい仕組みとなり、市民の方にも御理解がいただけたと思います。議会基本条例、議員倫理条例の改正等が必要になっていながら、

まだ手つかずの状況でもあります。

こうした政務活動費運用開始後、改正が必要なことが見つかったら積極的に改正していくことを要望し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

山田議員。

○6番（山田門左工門君）

本件につきましては、私は昨年議員になって初めて税務署に確定申告を行いました。政務活動費は控除を認めてもらえませんでした。つまり議員報酬は、いわゆる給与、収入という取扱いになっておられて、政治家としての活動費は政務活動費が対象という法の立てつけになっているということです。

2つ目は、マスコミでも問題提起されておりますが、政治家は頑張れば頑張るほど生活費が減ってしまうという一方で、政務活動をしなければ生活が楽になるという矛盾があります。だからこそ政務活動費が必要という根拠になっております。議員が自ら政務活動費を保障してあげることによって議員活動ができるということになると思いますので、賛成の立場で討論といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「動議をお願いします」の声あり〕

暫時休憩する前に、動議の理由を教えてください。

○11番（原 裕司君）

それでは、先ほど真野議員と吉川議員が賛成討論の中で、交付金の支給に関することがございました。私ちょっと聞いておいて議員の活性化協議会の中でいろいろと議論されて同意を得たということでこの提案があったわけなので、ちょっと確認の意味で、このことについては賛成なのか、反対なのか、交付金額の部分だけの確認をさせていただきたいんですが。

先ほど賛成討論の中で交付金額の、ごめんなさい、交付金額ではありませんでした。交付の方法ですね、先払いか後払いかという話で、最終的には先払いになったわけですので、その辺の反対理由の確認をさせていただきたいと思います。

〔「同感です。暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（杉村義仁君）

すみません、ただいま原議員から吉川議員と真野議員に対しての賛成討論に対する動議がありました。ただいまの原議員の動議について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数でありますので、この動議は1人以上の賛成がございますので成立いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 0 時14分 休憩

午後 0 時38分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ただいまの原議員の動議の内容がはっきりしなかったもので、またその辺を皆さんに分かるように動議の内容を説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔「議長」の声あり〕

原議員。

○11番（原 裕司君）

すみません、大変失礼いたしました。

先ほどの賛成討論の中で、真野議員と吉川議員の中で、交付の方法について先払い、後払いというような内容で、現在先払いでこの議案が提出されているわけです。その中で後払いのほうというような意味合いの発言がありましたので、確認をする意味で動議を出させていただきましたので、その辺について、吉川議員も真野議員も活性化協議会におられたので、私、活性化協議会に出ていないので、その辺の確認をしたかったので動議を出させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

分かりました。

時間もかなり過ぎていますので、ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は1時45分をお願いいたします。

午後 0 時39分 休憩

午後 1 時46分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいま、昼前に原議員から暫時休憩の動議が出ました。原議員の動議に対して賛成の方は1人以上見えますか。賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

原議員の動議を議題として採決いたします。

この暫時休憩の動議を議題として採決いたします。

この動議のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

原議員の暫時休憩の動議に対しての賛成の方の起立をお願いします。

〔「暫時休憩でしょう」の声あり〕

今の原議員の意見に対しての動議。

よろしいですか。

〔賛成者起立〕

起立多数でありますので、原議員の暫時休憩に対するの動議は可決されました。  
暫時休憩させていただきます。

午後 1 時49分 休憩

午後 2 時10分 再開

### ○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者あり]

高松議員。

### ○17番（高松幸雄君）

議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

政務活動費とは、普通地方公共団体の議会の議員の調査・研究、そのほか活動に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対して普通地方公共団体から交付される費用であります。

政務活動費制度は、平成25年3月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、従前の政務調査費制度が見直されたものであり、見直しの内容は交付目的を議員の調査・研究から議員の調査・研究そのほかの活動に改められたほか、議長は政務活動費についてその用途の透明性の確保に努めることをすることと規定が新たに盛り込まれました。

政務活動費制度に対する基本的な考え方は、議員の政務活動は市政の政策課題に関する調査・研究のほか、広報活動や民意の吸収として基本となる住民からの情報収集及び意見交換等に至るまで広範にわたるものであります。議員の政務活動は広範であるために、その活動について誤解や内容や用途について批判を受けることや疑念を招く場合も考えられます。

また、一部の都道府県議会や市議会の議員、会派の政務活動費の不正受給の広がりによって政務活動費に対する負のイメージもあってか、政務活動費は普及していません。交付条例制定をちゅうちょする議会があるのは事実であります。

政務活動費の不正受給は、議会に対する住民不信を招くこととなりますので、絶対にあってはなりません。当然、市民の理解を得るために議員の調査・研究等に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や用途を明確にする必要があります。

さらに、政務活動費は第2報酬とやゆされることもありますが、政務活動費は報酬ではありません。政務活動費は、自身生活費や遊興費には充てられません。あくまで議員が政策全般を勉強するためのお金で、使わなかったお金は市に返還することになっています。また、必要でなければ報酬と違い、必ず受け取る必要はありません。

先ほど賛成討論の中で後払いとするという意見がありましたが、後払いを主張するのであれば、私だったら政務活動費が後払いになるまでは使わないことを一言申し上げたいと思います。

しかし、政務活動費を交付することにより、議員の調査活動基盤が充実強化され、議会議員

の活動量は増し、監視機能、政策立案機能の強化など議員の審議能力の向上につながり、政務活動費について議会改革を進めていく、また進めようとしている議会には必要と考えていますので賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

山岡議員。

○16番（山岡幹雄君）

議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

市議会の議員の活動を円滑に行うために必要な費用として、平成12年に議員立法で政務調査費を創設、平成24年の地方自治法改正で政務調査費から政務活動費に改正後に政務活動費が設けられ、私はこの制度に賛成する立場を取ります。

まず、政務活動費が議員の公務に必要不可欠であることは明らかなです。議員は市民の代表として様々な地域や団体との連絡や交流を行う必要があります。このためには、移動費や通信費などの経費がかかります。政務活動費を使うことで、議員は円滑な情報収集や連絡活動を行うことができます。

また、政務活動費は市議会の透明性を高める役割を果たしています。費用の実績や使用目的は公表され、市民はその用途を確認することができます。このような透明性があることで議員の責任のある行動が求められ、不正使用や濫用の防止にもつながります。

さらに、政務活動費は市民の利益のために使われるべきです。議員は市民の声を受け止め、その要望や問題を解決するために活動する責務があります。政務活動費を適切に使用することで、市民の声を受け止めた政策や施策の実現が可能となります。

ただし、政務活動費の運用においては厳しい管理と監査が求められます。不正な使用や濫用がある場合には、厳正な処分を行うべきです。また、政務活動費の用途や使用状況は、市民に対し明確に使用されるべきであり、情報公開の徹底を求められます。

しかし、私であれば、今回賛成討論された方の御意見をお聞きしますと、この議案の修正案を、条例改正案の提出を私はします。

以上の理由から、私は政務活動費に賛成します。議員の活動を円滑に行うためには必要な費用であり、市民の利益を守るにも適切に運用されるべきです。同時に監視や管理の体制も整えることが重要です。市議会の透明性と責任のある行動を実現するために、政務活動費制度の在り方に対して継続的な議論と改善が求められます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

近藤議員。

○13番（近藤 武君）

議案第1号：愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、皆さんから政務活動費の趣旨についてはいろいろと述べていただきましたので、その部分はちょっと割愛させていただきたいんですが、先ほどの全員協議会でも全員の意思というのを確認したところでもあります。

愛西市議会では、合併後の平成24年に政務調査費について議会活性化協議会で議論され、希望があれば協議していくという結論が出ておりました。その後、言葉は変わりましたが、政務活動費を今後どうするのかという議論が平成26年から始まり、議会活性化協議会で27年9月に条例可決、28年4月に施行を目指すことを決定しております。

しかしですが、全員賛成でなければ進めるべきではないというその当時の状況もあり、その当時の議員からいろんな意見も出ておりました。によって進めることができなかった現状があります。その後、議会基本条例制定時にも政務活動費をどうするのか方向性が出せずに現在まで来ております。

今回、改めて政務活動費を議論する中で、導入することに対して、今日まで全員賛成で議論を進めてまいりました。それぞれの意見があったにせよ、議会活性化協議会でしっかりと意見をまとめ、行政、議会側と協力し合って今回の条例制定に至ったと考えております。今後の話を含め意見を述べられた方は見えますが、こういった経緯をしっかりと理解した中で発言をされたものだと私は思っております。私の立場なら、まだ始まってもない状況で、改善点などを含め賛成討論するのであれば、先ほどもちょっとありましたが、改善した後にこの制度を利用する、私であれば覚悟で発言いたします。

政務活動費の制度自体は違法なものではなく、愛西市の発展のためにはなくてはならない制度の一つだと考えております。今後、議員の成り手不足も懸念される中、議員の質の向上も含め、現在、愛西市議会でも未整備の政務活動費を進めていかなければならないと考えておりますので、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

反対に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第4号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第35・議案第4号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第36・議案第15号（討論・採決）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第36：議案第15号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・諮問第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第37・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・馬淵秀子は、令和3年3月31日辞職したので、次の者を推薦するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、牛田倫雄。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

諮問第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・選挙第1号

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第38・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員には、現在、真野和久議員、竹村仁司議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了日が令和6年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

任期は令和8年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に真野和久議員と竹村仁司議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました真野和久議員と竹村仁司議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、真野和久議員と竹村仁司議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました真野和久議員と竹村仁司議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月4日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時27分 散会